

大和市告示第160号

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年8月15日

大和市長 大 木 哲

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年大和市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6,000円」を「3,000円」に改める。

第5条中「平成27年8月12日」を「平成28年8月16日」に、「平成28年2月29日」を「平成29年2月28日」に改める。

第6条中「大和市臨時福祉給付金申請書」を「大和市臨時福祉給付金及び大和市障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書」に、「施設入所児童等用臨時福祉給付金申請書（請求書）」を「施設入所等児童等用臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書（請求書）」に改める。

第7条第1項第1号中「平成27年1月1日」を「平成28年1月1日」に改める。

第8条第2項中「大和市臨時福祉給付金決定通知書兼支給済通知書」を「大和市臨時福祉給付金等支給決定通知書兼支給済通知書」に、「大和市臨時福祉給付金支給決定通知書兼現金支払通知書」を「大和市臨時福祉給付金等支給決定通知書兼現金支払通知書」に、「大和市臨時福祉給付金不支給決定通知書」を「大和市臨時福祉給付金等不支給決定通知書」に改め、同条第3項中「同号アに規定する」を「当該児童等の」に改め、同条第5項中「同号」を「同項」に、「養護者」を「当該者の養護者」に改める。

第11条中「大和市臨時福祉給付金支給決定取消通知書兼返還通知書」を「大和市臨時福祉給付金等支給決定取消通知書兼返還通知書」に改める。

別表様式の名称の欄を次のように改める。

様式の名称
大和市臨時福祉給付金及び大和市障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書
施設入所等児童等用臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金申請書（請求書）

大和市臨時福祉給付金等支給決定通知書兼支給済通知書
大和市臨時福祉給付金等支給決定通知書兼現金支払通知書
大和市臨時福祉給付金等不支給決定通知書
大和市臨時福祉給付金等支給決定取消通知書兼返還通知書

別記中「（第２条、第４条及び第８条関係）」を「（第２条、第８条関係）」に改め、同別記第１項第２号中「予定年月日をいう」の次に「。第３号において同じ」を加え、「次項」を「第３号」に改め、同項第４号ア中「児童福祉法に」を「同法に」に改め、同項第６号中「平成２７年度分」を「平成２８年度分」に改め、同別記第２項中「平成２７年１月２日」を「平成２８年１月２日」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。